

## 7. 組織及び職員

### (1) 組織図並びに職員配置図

#### ア. 組織・職員配置図



#### イ. 職名別職員配置表

職名	部長	次長	課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事	技師	合計
人数	1	2	1	3	6	2	9	3	5	32

## (2) 職員数及び組織の変遷

課名	担当	年度						
		28	29	30	元	2	3	4
総務課	総務担当	4	4	4	4	5	5	4
	水道業務担当	3	3	2	3	3	3	3
	料金担当	2	2	2	2	2	2	2
	下水道業務担当	3	3	3	3	2	2	3
水道施設課	施設担当	7	6	7	6	6	6	6
	給水担当	2	2	2	3	2	2	2
	浄水場担当	2	2	2	2	3	3	3
下水道施設課	事業担当	4	4	4	5	5	5	5
	維持担当	4	4	5	4	4	4	4
合計		31	30	31	32	32	32	32

※ 令和4年度

1. 「総務担当」には、部長、水安全部次長(総務課長兼務)を含む。
2. 「施設担当」には、水安全部次長(水道施設課長兼務)を含む。
3. 「事業担当」には、下水道施設課長を含む。
4. 令和5年3月31日現在。

### (3) 事務分掌

#### **総務課**

- (1) 条例、規則及び規程に関すること。
- (2) 公示に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 事業計画及び実施計画の調整に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 上下水道事業経営審議会に関すること。
- (7) 指名業者選定に関すること。
- (8) 物品、工事及び委託業務の入札に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) 職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。
- (11) 職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。
- (12) 資金計画に関すること。
- (13) 収入及び支出の審査及び記録に関すること。
- (14) 金銭の出納保管に関すること。
- (15) 貯蔵品の出納保管及び処分に関すること。
- (16) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (17) 資産の管理及び保険に関すること。
- (18) 消費税の申告に関すること。
- (19) 使用水量の計量及び水道料金に関すること。

- ( 20 ) 給水の休止、再開及び停止等に関する事。
- ( 21 ) 下水道使用料に関する事。
- ( 22 ) 下水道受益者負担金に関する事。
- ( 23 ) 流域下水道事業の建設・維持管理負担金に関する事。
- ( 24 ) 他の課の所管に属さない事。

## 水道施設課

- ( 1 ) 水道施設の工事計画及び実施等に関すること。
- ( 2 ) 導配給水管の維持管理に関すること。
- ( 3 ) 占用の申請及び更新に関すること。
- ( 4 ) 給水申込みその他諸届の受付処理に関すること。
- ( 5 ) 水道メーターの交換及び検査に関すること。
- ( 6 ) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- ( 7 ) 特定住宅に関すること。
- ( 8 ) 給水装置に関すること。
- ( 9 ) 取水、浄水及び配水に関すること。
- ( 10 ) 水質に関すること。

## 下水道施設課

- ( 1 ) 下水道事業の普及及び促進に関すること。
- ( 2 ) 下水道事業の計画及び認可に関すること。
- ( 3 ) 下水道工事に関すること。
- ( 4 ) 下水道管路施設の維持管理に関すること。
- ( 5 ) ポンプ場及び排水施設の維持管理に関すること。
- ( 6 ) 除害施設の調査及び指導並びに下水排水の水質に関すること。
- ( 7 ) 下水道排水設備工事責任技術者及び下水道排水設備指定工事店に関すること。
- ( 8 ) 下水道台帳の整備に関すること。
- ( 9 ) 排水設備に係る指導調整、検査、供用開始手続等に関すること。